

岡 情 審 査 第 4 9 号

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 山 正 善

岡山市情報公開条例第 1 6 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日付け岡北総第 4 6 3 - 1 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

昭和 4 0 年 1 1 月頃の高松町大字原古才〇〇〇番地隣接（東側、北側）する水路の図面（延長がわかるもの）の公文書開示請求に対して、非開示とした決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）についての諮問

第1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成28年2月19日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、昭和40年11月頃の高松町大字原古才〇〇〇番地隣接（東側、北側）する水路の図面（延長がわかるもの）（以下「本件公文書」という。）の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、本件公文書については作成又は取得しておらず、保有していないことから、同年4月18日付けで、「当該文書は不存在であるため」として非開示決定を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、平成28年7月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、同年12月19日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

本件公文書は、実施機関が当然保有し、水路の管理に利用することが常識と考えるため、不存在ということは考えられない。

2 実施機関の主張要旨

本件請求に係る水路のうち、東側に隣接する水路については、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により、平成15年に国から譲与を受けたものである。このため、昭和40年11月時点では国が管理する水

路であり、岡山市（当時は吉備郡高松町）が管理しておらず、国からの譲与時に引き継がれた図面の中に、当該水路の延長がわかる図面は存在しなかった。

また、北側に隣接する水路については、昭和40年11月時点で当時の吉備郡高松町が管理していたものであり、昭和46年1月の岡山市への編入により岡山市が管理するものとなったものである。

水路の延長のわかる図面については、作成を義務付ける法令等がなく、また、事務事業の執行上も水路の延長を把握する必要性が低いことから作成していない。

以上のことから、本件請求に対しては、「該当文書は不存在であるため」として非開示決定を行った。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件請求の対象となった公文書は、昭和40年11月頃の高松町大字原古才〇〇〇番地隣接（東側、北側）する水路の図面（延長がわかるもの）である。

2 本件公文書の不存在について

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定されている。

実施機関は、本件請求に関し、東側に隣接する水路の図面については国からの譲与時に取得しておらず、また北側に隣接する水路の図面（水路の延長がわかる図面を含む）については、作成を義務付ける法令等がなく、事務事業執行上の必要性が低いことから作成しておらず、「該当文書は不存在であるため」として非開示決定を行ったと説明している。

この実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件請求に対し、実施機関が不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月19日	諮問書の收受
平成29年 1月20日	審議
平成29年 2月24日	請求人口頭意見陳述並びに審議
平成29年 3月17日	審議
平成29年10月13日	答申